

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
フレッツ接続サービス契約約款 <u>2025年5月1日</u> 株式会社 STNet	フレッツ接続サービス契約約款 <u>2025年7月1日</u> 株式会社 STNet	

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
目 次 別 記・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 1 フレッツ接続サービスの提供区域・・・・・・・・・・ 1 7 2 契約者の地位の継承・・・・・・・・・・ 1 7 3 契約者の氏名等の変更・・・・・・・・・・ 1 7 4 新聞社等の基準・・・・・・・・・・ 1 7 5 電気通信設備の設置場所の提供等・・・・・・・・・・ 1 7 6 自営端末設備の接続・・・・・・・・・・ 1 8 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査・・・・・・・・ 1 8 8 自営電気通信設備の接続・・・・・・・・・・ 1 8 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査・・・・・・・・ 1 9 1 0 当社の維持責任・・・・・・・・・・ 1 9 1 1 フレッツ接続サービスにおける禁止事項・・・・・・・・ 1 9 1 2 管轄裁判所・・・・・・・・・・ 2 0 1 3 情報提供・・・・・・・・・・ 2 0 1 4 提携事業者・・・・・・・・・・ 2 0 1 5 （削除） 1 6 料金請求書等の発行・・・・・・・・・・ 2 0 1 7 支払い証明書等の発行・・・・・・・・・・ 2 0	目 次 別 記・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 1 フレッツ接続サービスの提供区域・・・・・・・・・・ 1 7 2 契約者の地位の継承・・・・・・・・・・ 1 7 3 契約者の氏名等の変更・・・・・・・・・・ 1 7 4 新聞社等の基準・・・・・・・・・・ 1 7 5 電気通信設備の設置場所の提供等・・・・・・・・・・ 1 7 6 自営端末設備の接続・・・・・・・・・・ 1 8 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査・・・・・・・・ 1 8 8 自営電気通信設備の接続・・・・・・・・・・ 1 8 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査・・・・・・・・ 1 9 1 0 当社の維持責任・・・・・・・・・・ 1 9 1 1 フレッツ接続サービスにおける禁止事項・・・・・・・・ 1 9 1 2 管轄裁判所・・・・・・・・・・ 2 0 1 3 情報提供・・・・・・・・・・ 2 0 1 4 提携事業者・・・・・・・・・・ 2 0 1 5 （削除） 1 6 料金請求書等の発行・・・・・・・・・・ 2 0 1 7 <u>支払証明書</u>等の発行・・・・・・・・・・ 2 0	
別 記 17 <u>支払い証明書等の発行</u> 当社は、フレッツ接続サービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、そのフレッツ接続サービスに係わる<u>支払い証明書等</u>（以下「<u>支払い証明書等</u>」といいます。）を発行します。この場合、フレッツ接続サービス契約者は、料金表に定める発行料を支払っていただきます。	別 記 17 <u>支払証明書等の発行</u> 当社は、フレッツ接続サービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、そのフレッツ接続サービスに係わる<u>料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったフレッツ接続サービスの料金、工事や手続きに関する費用または割増金などをいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書等」といいます。）を発行します。</u>この場合、フレッツ接続サービス契約者は、料金表に定める発行料を支払っていただきます。	
18 特定協定事業者 当社は、下記の協定事業者を特定協定事業者として扱います。 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社	18 特定協定事業者 当社は、下記の協定事業者を特定協定事業者として扱います。 NTT 西日本株式会社 NTT 東日本株式会社	

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備 考（変更理由）
料 金 表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用		料 金 表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用		
区 分	内 容	区 分	内 容	
(1) 種別等に係る 料金の適用	ア フレッツ接続サービスには次の種別があります。 (7) 特定協定事業者が <u>東日本電信電話株式会社</u> の場合	(1) 種別等に係る 料金の適用	ア フレッツ接続サービスには次の種別があります。 (7) 特定協定事業者が <u>NTT 東日本株式会社</u> の場合	
	種 別	種 別	内 容	
	フレッツ・I S D Nコース	フレッツ・I S D Nコース	特定協定事業者のフレッツ・I S D Nサー ビスに対応するもの	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	フレッツ・光ネクストコース	フレッツ・光ネクストコース	特定協業事業者のフレッツ光ネクストサ ービス（ギガファミリー/ギガマンショ ン・スマートタイプ、ファミリー/マンシ ョン・ハイスピードタイプ）に対応するも の	
	(イ) 特定協定事業者が <u>西日本電信電話株式会社</u> の場合		(イ) 特定協定事業者が <u>NTT 西日本株式会社</u> の場合	
	種 別	種 別	内 容	
	フレッツ・I S D Nコース	フレッツ・I S D Nコース	特定協定事業者のフレッツ・I S D Nサー ビスに対応するもの	
	フレッツ・A D S Lコース	フレッツ・A D S Lコース	特定協定事業者のフレッツ・A D S Lサー ビスに対応するもの	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	フレッツ・光ネクストコース	フレッツ・光ネクストコース	特定協業事業者のフレッツ光ネクストサ ービス（ファミリー・スーパーハイスピー ドタイプ隼、ファミリー・ハイスピードタ イプ、ファミリータイプ、マンション・ス ーパーハイスピードタイプ隼、マンショ ン・ハイスピードタイプ、マンションタイ プに限る）に対応するもの	

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）																		
料金表 第3表 附帯サービスに関する料金 第2 発行料 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>料金額 (税込価格)</th></tr><tr><td>料金請求書等発行料</td><td>1 料金請求書等の発行ごとに</td><td>100 円 (110 円)</td></tr><tr><td>支払い証明書等発行料</td><td>1 支払い証明書等の発行ごとに</td><td>300 円 (330 円)</td></tr></table> 備考 (ア) 当社は、料金請求書等を1のフレッツ接続サービス契約ごとに発行します。 (イ) 当社は、支払い証明書等を1のフレッツ接続サービス契約ごとに発行します。	区分	単位	料金額 (税込価格)	料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円 (110 円)	支払い証明書等発行料	1 支払い証明書等の発行ごとに	300 円 (330 円)	料金表 第3表 附帯サービスに関する料金 第2 発行料 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>料金額 (税込価格)</th></tr><tr><td>料金請求書等発行料</td><td>1 料金請求書等の発行ごとに</td><td>100 円 (110 円)</td></tr><tr><td>支払証明書等発行料</td><td>1 支払証明書等の発行ごとに</td><td>300 円 (330 円)</td></tr></table> 備考 (ア) 当社は、料金請求書等を1のフレッツ接続サービス契約ごとに発行します。 (イ) 当社は、支払証明書等を1のフレッツ接続サービス契約ごとに発行します。	区分	単位	料金額 (税込価格)	料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円 (110 円)	支払証明書等発行料	1 支払証明書等の発行ごとに	300 円 (330 円)	
区分	単位	料金額 (税込価格)																		
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円 (110 円)																		
支払い証明書等発行料	1 支払い証明書等の発行ごとに	300 円 (330 円)																		
区分	単位	料金額 (税込価格)																		
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円 (110 円)																		
支払証明書等発行料	1 支払証明書等の発行ごとに	300 円 (330 円)																		
附 則	附 則 (実施期日) 1 この改正約款は、2025年7月1日から実施します。																			